



2 高医薬第 4 6 9 号
令和 2 年 8 月 2 4 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

このことについて、令和 2 年 7 月 28 日付け薬生発 0728 第 1 号により、厚生労働省医薬・
生活衛生局長から通知がありましたので、別添のとおり写しを送付します。

本通知では、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一
部を改正する法律」の施行に伴い、令和 2 年 7 月 28 日に公布された「医薬品、医療機器等の
品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政
令の整備に関する政令（以下、「改正政令」という。）」における改正の趣旨及び改正政令の主
な内容について示されています。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

また、別添通知は当課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>) にも
掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

貞岡、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137